		するために適切と認められる方法による検査が行われていること。 二　適切な血清学的診断法による検査が行われていること。
付表 一　メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるぶどう属植物の生果実 二～四　（略） 五　メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるパパイヤの生果実		

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

○農林水産省令第十九号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十七条の二第三項、第五十条の六第一項及び第五十四条の二第三項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十二日

農林水産大臣　金子原二郎

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（保険会社の業務の代理又は事務の代行） **第二条**　（略） ２・３　（略） （削る）	（保険会社の業務の代理又は事務の代行） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　前三項（第一項第一号ロ及び第二号を除く。）の規定は、法第十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合が保険業法第二百七十五条第二項の規定により保険募集を行う場合について準用する。
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） ２・３　（略）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） ２・３　（略）